

他の市町村と くらべると

9

静岡市は、他の市町村とくらべて市民税・県民税が高いということはありませんか。

A

市民税・県民税には、納税者の所得金額に応じて負担する「所得割」と納税者が均等の額を負担する「均等割」があり、いずれも標準税率が定められています。市町村や都道府県が税率を定める場合には、通常、標準税率によることとされていますので、所得や控除の状況が同じであれば、原則として、市町村間で税額に差が生じることはありません。

ただし、財政上その他の必要がある場合には、この標準税率を超える税率を定めること(超過課税)ができるとされ、静岡県では、「森林づくり県民税」を導入しています。

なお、静岡市の市民税については、いずれも標準税率で課税しています。

※税率については「P53」参照

もり 森林づくり県民税

荒廃した森林を再生し、山地災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として平成18年度から導入された超過課税で、個人の場合は、県民税均等割に400円が上乗せされています。

ご質問にお答えします。

2

市民税・県民税と所得税の違いは

Q

市民税・県民税と所得税は、どちらも個人の所得に課税されると聞いていますが、どのような点が違うのでしょうか。

A

市民税・県民税と所得税の違いで、主なものは次のとおりです。

	市民税・県民税	所得税
税金の歳入先	市及び県の歳入になります。	国の歳入になります。
いつの所得に課税されるか	令和6年度市民税・県民税は、令和5年中の所得をもとに課税されます。 (前年課税)	令和5年分所得税は、令和5年中の所得に課税されます。 (現年課税)
均等割	市民税3,000円(標準税率) 県民税1,400円 (注1)	均等割に相当する制度は、ありません。
税率	市民税8% 県民税2% (注2)	5%から45%までの7段階
賞与(ボーナス)からの徵収	行いません。	支払い額に応じた税額が支払いのたびに徵収されます。
年末調整	前年中の所得を元に、あらかじめ市町村で計算した金額が税額となるため、年末調整は行いません。	毎月の給与及び賞与(ボーナス)から徵収した税額と、年間を通じた所得総額から計算した税額との差額を年末調整で精算します。

(注1)臨時特例措置により実施されていた均等割の引上げ

(市民税・県民税それぞれ500円ずつ)は令和5年度で終了しました。

令和6年度から、国税である森林環境税(1,000円)が

市民税・県民税均等割と合わせて課税されています。

(「森林環境税」については「P68」参照)

また、県民税均等割1,400円のうち400円は、「森林づくり県民税」としていただくものです。

(「森林づくり県民税」については「P3」参照)

(注2)指定都市以外の市では、市民税 6% 県民税 4%

※主な所得控除の違いは「P53、P54」参照

ご質問にお答えします。

3

市民税・県民税の納税方法は

Q

市民税・県民税は、どのような方法で納税するのでしょうか。

A

納税の方法は、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

普通徴収とは、申告書を提出した事業所得者(納税者)などに、静岡市から送付される税額の通知(市民税・県民税納税及び税額決定通知書)によって、納期限までに納税していただく方法です。

■納期限

	1期	2期	3期	4期
納期限	6月末日	8月末日	10月末日	翌年1月末日

※納期限が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限になります。

特別徴収とは、勤務先から提出された給与支払報告書等にもとづいて計算した税額を、①静岡市が勤務先を通じて給与所得者(納税者)に通知し、②勤務先ではその税額を6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き、③これをとりまとめて納税していただく方法です。



このほかに、公的年金所得に係る特別徴収（公的年金からの引き落とし）があります。

※公的年金所得に係る特別徴収については「P12、13」参照

ご質問にお答えします。

4

市外へ転出したときの 市民税・県民税は

Q

私は令和6年10月に静岡市からA市に引っ越し予定です。静岡市から令和6年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が送られてきていますが、引っ越し後も静岡市に市民税・県民税を納めなければならないのでしょうか。

A

市民税・県民税は、その年の1月1日現在居住していた市町村で、その年度分が課税されます。したがって、あなたの場合は令和6年1月1日には静岡市に居住していたわけですから、その後にA市に引っ越しをされても令和6年度の市民税・県民税は静岡市に全額を納めていただくことになります。(A市では課税されません。)



5

退職したときの 納税方法は

Q

私は会社員で、市民税・県民税は給与天引きで納めていますが、退職した場合はどのように納付するのでしょうか。

A

市民税・県民税の給与天引き(特別徴収)は、前年中の所得をもとに計算した税額を6月から翌年の5月にかけて、勤務先を通じて納めていただくものです。退職した場合は、それ以降の給与天引きができなくなりますので、残りの税額を次のように納めていただきます。

●12月31日までに退職の場合

静岡市からあなたにお送りする市民税・県民税納税及び税額決定通知書で、普通徴収により納めていただくことになりますが、勤務先に申し出ていただければ、最終の給与又は退職金から一括徴収することもできます。

●1月1日以降に退職の場合

勤務先で、最終の給与又は退職金から5月分までの未徴収分を一括徴収されることになっています。

※特別徴収・普通徴収については「P5」参照

6

会社を辞めたら、市民税・県民税 納税及び税額決定通知書が届いたが

Q

私は令和5年12月に会社を辞め、現在無職です。在職中は市民税・県民税を給与天引きで納めていました。

しかし、先日私あてに令和6年度の市民税・県民税納税及び税額決定通知書が届きました。この市民税・県民税は納めなければならないのでしょうか。

A

市民税・県民税は、前年中の所得に基づいて課税されます。あなたには、令和5年中に所得があったので、令和6年度の市民税・県民税が課税されます。

そして、退職により給与天引きができなくなったため、あなたあてに市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りしたものです。

よって、現在の所得の有無にかかわらず、令和6年度の市民税・県民税はお納めいただくことになります。



7

パート収入と市民税 ・県民税の関係は

Q

私にはパート以外に収入がなく、私の夫には静岡市で市民税・県民税が課税されています。

私のパート収入がいくらまであれば、税金が課税されないのでしょうか。また、パート収入がどれくらいであれば、配偶者控除や配偶者特別控除の適用を受けられるのでしょうか。

A

まず、あなたの税金については、パートの年間収入が96万5千円以下であれば市民税・県民税が、103万円以下であれば所得税(国税)が、それぞれ非課税となります。

次に、所得控除については、あなたのパートの年間収入が103万円以下であれば配偶者控除^(注1) の適用を、103万円を超え201万6千円未満であれば配偶者特別控除^(注2) の適用を受けることができます。^(注3)

パートの年間収入	あなたの税金		夫に適用される所得控除	
	市民税・県民税	所得税	配偶者控除	配偶者特別控除
96万5千円以下	かからない	かからない	受けられる	受けられない
96万5千円超103万円以下				
103万超201万円6千円未満	かかる	かかる	受けられない	受けられる
201万6千円以上				受けられない

(注1)配偶者控除は、配偶者(青色事業専従者及び事業専従者は除く。)の前年の合計所得金額が48万円*(給与収入額で103万円)以下の人に適用されます。

(注2)配偶者特別控除は、配偶者(青色事業専従者、事業専従者及び他の納税義務者の扶養親族は除く。)の前年の合計所得金額が48万円を超え133万円*(給与収入額で103万円を超え201万6千円未満)以下の人に適用されます。また、夫が受けられる控除は、あなたの収入が多いほど、控除の額が減る仕組みになっています。

(注3)配偶者控除・配偶者特別控除ともに、夫の合計所得金額が900万円(給与収入額で1,095万円)を超えると、控除の額が減る仕組みになっており、1,000万円(給与収入額で1,195万円)を超えると控除の適用を受けることができません。

■個人の市民税・県民税における配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 〔1,095万円超〕 〔1,145万円以下〕	950万円超 1,000万円以下 〔1,145万円超〕 〔1,195万円以下〕	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者 (70歳以上)	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	1,030,000円超 1,550,000円以下
	100万超105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万超110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万超115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万超120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万超125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万超130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万超133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

(注1)給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

(注2)令和3年度分の課税から、配偶者控除における配偶者の合計所得金額要件が「38万円以下」から「48万円以下」に改められました。また、配偶者特別控除における配偶者の合計所得金額要件が「38万円超123万円以下」から「48万円超133万円以下」に改められ、各区分の金額がそれぞれ10万円ずつ引き上げされました。

ご質問にお答えします。

8

市民税・県民税の公的年金所得に 係る特別徴収制度とは

Q

市民税・県民税の公的年金所得に係る特別徴収の制度について教えてください。

A

公的年金所得に係る特別徴収制度とは、年金保険者(日本年金機構など)が、静岡市からの通知に基づいて公的年金の支給月に支給される年金から税額を差し引き、これをとりまとめて納める制度をいいます。納税者の皆さんには毎年6月中旬に市民税・県民税納税及び税額決定通知書をお送りし、税額などをお知らせします。



●対象者は？

令和5年中に一定の公的年金を受給した方で、令和6年4月1日現在において年額18万円以上の一定の公的年金を受給している65歳以上の方のうち、令和6年度に公的年金等(厚生年金基金等を含んだ年金受給額の総額)に係る市民税・県民税所得割・均等割の納税義務のある方が対象となります。

なお、納税者本人の意思による徴収方法の選択は認められません。

※「一定の公的年金」とは、国民年金法による老齢基礎年金及び昭和60年改正前の旧厚生年金保険法等による老齢・退職年金をいいます。

●税額は？

公的年金等に係る市民税・県民税所得割・均等割額及び森林環境税の合計額となります。年金所得以外の所得は、対象となりません。

また、公的年金の特別徴収税額通知書の送付については、毎年6月中旬となります。

●徴収月、徴収方法は？

基本的な徴収月は、公的年金の支給月である4・6・8・10・12・2月で年6回の納付となります。

特別徴収は、公的年金の支給月である4、6、8、10、12、翌年2月の年6回で行われますが、初めて対象となる方、前年度に特別徴収が中止された方については、4～8月の3回分の相当額を普通徴収の方法により納付いただくこととされています。

また、翌年4～8月分は次年度分の仮特別徴収として、今年度の公的年金等に係る特別徴収税額の半分を3回に分けて各月の公的年金から差し引くこととされています。

例) 令和5年度に初めて特別徴収される年税額が48,000円、令和6年度の年税額が60,000円の場合

【令和5年度(初年度)】

普通徴収		公的年金からの特別徴収		
1期 (6月)	2期 (8月)	10月	12月	2月
12,000円	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円

24,000円
(年税額÷2)×1/2(各期)

24,000円
(年税額－普通徴収税額)×1/3(各月)

【令和6年度(次年度)】

公的年金からの特別徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	8,000円	12,000円	12,000円	12,000円

24,000円
前年度の年税額×1/2 (仮徴収税額)×1/3(各月)

36,000円
(年税額－仮徴収税額)×1/3(各月)

※定額減税が実施されるため、令和6年度は、上記のモデルケースであっても、各月の税額が必ずしも上の表どおりになるとは限りません。

●仮徴収税額の算定方法の見直し

特別徴収税額の平準化(仮徴収税額と本徴収税額の差を少なくすること)を図るため、平成29年4月以降に実施する仮徴収税額から、前年度の公的年金分に係る税額の1/2の額を3回に分けた額に変更されました。